

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には当たる)

告

示

鳥取県告示第五百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、字の区域を変更し、及び字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯（入蔵）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

都市計画法第六十六条による告示（二件）

新たに画する字

同上の区域（昭和六十一年六月一日現在の地番による。）

大字下中谷字川
挟

大字下中谷字荒神前一四一八から一四二〇までと一体をなす国有地の一部

- ◆選管告示
- ◆漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出
- ◆個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告
- ◆個人演説会を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞
- ◆狩獵免許試験の実施
- ◆採石業務管理者試験の合格者

告示の区域の新設等

目次

◆告示

農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託
の一部改正

土地改良区の定款の変更の認可
土地改良法による換地処分

土地改良事業の工事の完了

都市計画事業の認可
都市計画法第六十六条による告示（二件）

個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

個人演説会を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

狩獵免許試験の実施

採石業務管理者試験の合格者

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年六月一日現在の地番による。）
大字下中谷字荒 ノ前	大字下中谷字荒神前のうち一四二八から一四三〇までと 体をなす国有地の一部以外の区域
大字下中谷字寺 ノ前	大字下中谷字川狭一四五三の一部、一四五三の一の一部、 一四五四の一の一部、一四五四の二、一四五五、一五六、 一四五七の一部、一四五八、一四五九の一部、一四五九の 一部、一四六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字下中谷字寺ノ前の全域	大字下中谷字川狭一四五三の一部、一四五三の一の一部、 一四五四の一の一部、一四五四の二、一四五五、一五六、 一四五七の一部、一四五八、一四五九の一部、一四五九の 一部、一四六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、八頭中央土地改良区の定款の変更を昭和六十一年五月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（入藏）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十七号

「外江町農業協同組合」を「境港市農業協同組合」に改め、「上道農業協同組合」、「余子農業協同組合」及び「渡農業協同組合」を削り、「黒坂農業協同組合」を「鳥取日野農業協同組合」に改め、「日野農業協同組合」及び「多里農業協同組合」を削る。

昭和六十一年六月六日

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次とのおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
淀江町	農村地域定住促進対策事業今津地区ほ場整備	昭和六十年七月十日
届出事項	漁業者調書の縦覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	
東伯郡泊村大字泊一五七三	泊加八区	
北 中 秀 夫	渔业いらつけ漁業	
で昭和六十年六月二十日まで	協同組合泊村漁業	
届出事項	漁業の区分	漁業者調書の縦覧
鳥取県知事 西 尾 邑 次	場 所	期 間
昭和六十一年六月六日		

鳥取県告示第五百十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次とのおり告示する。

鳥取県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称 鳥取市	二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画道路事業三・五・十六号 ニュータウン南住区幹線
三 事業施行期間 昭和六十一年六月六日から昭和六十五年三月三十一日まで	
四 事業地 西側、字小山谷、字小山谷奥及び字小山谷堤奥並びに称	
1 収用の部分 西側、字小山谷、字小山谷奥及び字小山谷堤奥並びに称	

昭和61年6月6日 金曜日

鳥取県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による
都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、
次とおり告示する。

なお、事業地の一部について、同法第六十九条の規定により適用される
土地収用法第三十一条の規定に基づき、都市計画事業の認可後の収用の手
続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定により、併せて
告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取市計画道路事業三・四・四号 上町松並線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市寿町、相生町二丁目並びに西品治字上狭間及び
田、字諏訪下、字諏訪山、字一本松、字打明、字但馬山、
字山中、字新道、字川向鼻、字鼻地藏灘及び字瀬向並び

宜谷字口矢中地内

2 使用の部分 なし

字薬師町地内

五 使用の部分 なし

鳥取市相生町二丁目及び西品治字薬師町地内

鳥取県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による
都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、
次とおり告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・三・七号、米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

境港市明治町、湊町、末広町、元町、上道町字東地蔵

に同字地先国有地地内

- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

郡家町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

施設の名称	所在地
郡家町農村環境改善センター	八頭郡郡家町大字石田百井二一一
郡家町農村環境改善サブセンター	" 大字下津黒八七一〇
郡町家農業者トレーニング施設	大字殿二六一
郡家町農村婦人の家	大字大坪七〇

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

米子市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の所在地について、次のとおり変更された旨の報告があつたので、告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前田忠雄

所在地の変更された施設の名称	同上の所在地
米子市前田隣保館	米子市尾高一四二四一一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県公安委員会委員長 松田喜代次

昭和61年6月6日曜日

鳥取県公報

- 1 聴聞の期日及び場所
昭和61年6月18日
鳥取市東町1丁目111〇 鳥取県公務懇親会議室（鳥取県農林水土化
七選）

- 11 緊急避難の住所及び氏名
鳥取市西田八〇田
木井謹子

(注) 受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験（视力、聴力及び運動能力）
(2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、獵具並びに鳥獣に関する知識）
(3) 技能試験（獵具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていらない者にあっては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 3,200円（受験の日に狩猟免許を受けしており、これまでと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,300円）

実施期日	時間	試験場所
昭和61年8月26日(火)	9時30分から	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁第17会議室、第18会議室及 び第19会議室

昭和61年8月28日(木)	"	米子市丸町1丁目160 西部総合事務所講堂
昭和61年9月3日(水)	"	倉吉市東城町2 中部総合事務所第6会議室

7 昭和61年6月6日曜日

鳥取県公印

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

昭和61年6月3日に実施した第15回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和61年6月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米村 義久	米村 昌弘	中島 光秀	西尾謙一郎
田村 晴敏	小林 寿憲	上村 博美	鳥飼 吉男
岡田 博史	松浦万喜男	加藤 俊幸	山下 正浩
沢田 栄	本池 俊文	河原 光夫	藤井 明
沢田 信介	生田 節夫	沢田 一司	